

年税第 40 号
令和元年 10 月 1 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之

令和元年 10 月 1 日からの消費税軽減税率制度実施に伴う協力依頼

今般、厚生労働省医政局総務課より、令和元年 10 月 1 日から、消費税率の引き上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、別添の「令和元年 10 月 1 日からの軽減税率制度実施に伴う協力依頼」の通り、昨年から税務署等が開催する説明会への参加について協力依頼をしているところですが、軽減税率制度実施後も適切な消費税申告のため、引き続き説明会への参加について、周知の協力依頼がありました。なお、平成 31 年 2 月 14 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について（協力依頼）」（年税 35）で、同様の協力依頼をご案内しておりますが、今回は改めての協力依頼となります。

貴会におかれましても、説明会の広報・周知に引き続きご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、貴会において、今回の軽減税率制度実施後に新たに確認された課題や懸念等を把握された場合は、年金・税制課（担当：宮澤）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

連絡先：年金・税制課 担当：宮澤

TEL： 03（3942）6519 FAX： 03（3942）6503

メールアドレス： tmiyaza@po.med.or.jp

事務連絡
令和元年9月26日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

令和元年10月1日からの軽減税率制度実施に伴う協力依頼

平素より、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年10月1日から、消費税率の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、関係府省庁が連携して軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を推進しているところです。

この一環として、昨年から税務署等が開催する説明会への参加についてご協力をお願いしているところですが、軽減税率制度実施後も適切な消費税の申告を行っていただくため、税務署や青色申告会等の関係民間団体が実施している説明会や記帳指導に引き続き参加いただけるように貴会の会員にご案内いただきますようお願いいたします。

また、貴会において、今回の軽減税率制度実施後に新たに確認されたに課題や懸念等を把握された場合は、厚生労働省医政局総務課までご連絡いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局総務課
企画法令係 澤山
03-3595-2189